

香川本(過去問5年)

問3(30共通) 火薬類の販売についての次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。(1)～(6)の中から選べ。

- イ. 爆薬の販売業者が、同一都道府県内で新たな販売所を開設する場合は、販売所の所在地を管轄する都道府県知事(当該販売所が指定都市の区域内にある場合にあっては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長)の許可を受けなければならない。
 - ロ. がん(玩)具煙火を販売しようとする者は、都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)の販売営業の許可を受けなければならない。
 - ハ. 爆薬の販売業者は、販売について火薬類取締法令で定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。その帳簿の保存期間は、記載の日から1年である。
 - ニ. 販売営業の許可を受けた販売業者が、その営業を廃止したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)に届け出なければならない。
- (1)イ、ロ (2)イ、ハ (3)イ、ニ (4)ロ、ハ (5)ロ、ニ (6)ハ、ニ

問4(30共通) 地上式一級火薬庫の設置等の手続きについての次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。(1)～(6)の中から選べ。

- イ. 火薬庫を設置しようとする者は、火薬庫設置等許可申請書に火薬庫工事設計明細書を追加、当該火薬庫を設置しようとする場所を管轄する都道府県知事(当該場所が指定都市の区域内にある場合にあっては、当該場所を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。
 - ロ. 火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、火薬庫承継届を火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事(当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあっては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。
 - ハ. 火薬庫の土堤の堤面の取替えの工事をしようとする者は、都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)の許可を受けなければならない。
 - ニ. 火薬庫の移転の工事をした場合には、完成検査を受ける必要はない。
- (1)イ、ロ (2)イ、ハ (3)イ、ニ (4)ロ、ハ (5)ロ、ニ (6)ハ、ニ

問5(30共通) 発破に使用する火薬類の譲渡または譲受についての次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。(1)～(6)の中から選べ。

- イ. 火薬類の販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受けるときは、都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)の譲受の許可を受ける必要はない。
 - ロ. 火薬類譲渡許可証の交付を受けた者は、その有効期間が満了したときは、その許可証を交付を受けた都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)に返納する必要はない。
 - ハ. 火薬類の譲渡の許可を受けようとする者は、火薬類譲渡許可申請書をもその住所地を管轄する都道府県知事(当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあっては、当該住所地を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。
 - ニ. 火薬類の譲受・消費許可を受けた者が、残った火薬類を火薬類販売業者に譲り渡すときは、都道府県知事(指定都市の区域内にある場合にあっては、指定都市の長)の譲渡の許可が必要としない。
- (1)イ、ロ (2)イ、ハ (3)イ、ニ (4)ロ、ハ (5)ロ、ニ (6)ハ、ニ

問3(30共通) 正解 (3) 正答率 甲 84.9% 乙 83.0%

- イ. そのとおり。販売営業の許可は販売所ごとに受けなければならない。
- ロ. がん具煙火の販売営業には許可不要。コンビニやスーパーでも許可なく販売できる。
- ハ. 記載の日から2年間の保存。下の表参照
- ニ. そのとおり。届け出でよい。→ 販売営業をやめるのに許可を受けなくてよい。

【帳簿の保存期間】

販売業者	記載の日から2年
火薬庫の所有者または占有者	記載の日から1年
火薬または爆薬を1ヶ月に25kg以上消費する消費者	記載の日から1年

問4(30共通) 正解 (1) 正答率 甲 75.2% 乙 75.9%

- イ. そのとおり
- ロ. 届け出(承継届の提出)でよい。火薬庫の譲り受けや引き渡しに許可は不要。
(注) なお、火薬類の販売営業の許可の地位は承継できないので、販売営業を継承した者は、新たに販売営業の許可を受ける必要がある。
- ハ. 土堤の堤面の取替えは「軽微な変更工事」に当たるので許可は不要。完成後に届け出。
- ニ. 完成検査を受ける必要がある。完成検査を受ける必要があるのは次の①～③の場合。
①設置(新設)、②移転、③構造、設備の変更(ただし、軽微な変更工事を除く。)の場合。
【火薬庫の軽微な変更工事】許可不要。工事終了後に変更届提出。完成検査の対象外
ア. 火薬庫内の暖房設備、照明設備の取替え
イ. 屋根の外壁、通気孔・換気孔の金網・鉄棒、土堤の堤面・簡易土堤の頂部の取替え
ウ. 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備、警鳴装置の変更

問5(30共通) 正解 (2) 正答率 甲 65.7% 乙 63.4%

- イ. そのとおり。下の②。販売営業を許可されているのだから、販売する火薬類の譲受(仕入れ)に、そのつど譲受の許可申請をしなくてよいということ。
また、販売業者は、譲渡する(売る)ときには、都道府県知事または指定都市の長が交付した「譲受許可証」を呈示させるので、その者に対する譲渡の許可申請をしなくてよい。
- ロ. 返納する必要がある。
- ハ. そのとおり
- ニ. 許可を必要とする。

左右見開きページに記載して、効率的に学習できます。